意見書(再意見書

30年 7月 9日

吹田市長宛

住 所 氏

(法人にあっては、その主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとお 見解書に対する再意見書を提出します。

開	発	事	業	の	名	称	大阪	后	3 1	三午午	台(5	TB.) R	活	ob)	ジェクト
事	業	区	域	の	位	置	吹田市	佐代	台	-/	15-	Z 0) —	音户	(#0	多篇)
予	龙		建	49	E .	物	口共同	住宅	凶戸	建住	宅	ロそ	- の作	也 ()	
,	1						面标										
		E	全位	南方	針	12	2115	下記	きま	本	二核	討	1.7.	17	= 15°	きた	(1)
意		(1)	45	课	12 3	渡,	7 緑	地か	\$(なる	221	3<	保	全す	3 3	と。	
見		2	年	20	10	辩	と複	す本の:	维书	管	建足	稵	続	64	遍	正仁	行うこと。
の		2	te	. 11	7 3	1.2 £	- 検	行か	終3	のか	時	期。	跃	2 75	7.67	1 To	でまむ」
内		į	217	2.7	快言	寸紀	果に	2012.	- 9	期会	1=	穀	告し	7 1	.17=	15	たり。
容	S		活	用用	地	OP	建住	そのま	也区	計通	1 岩	(<	Ų Ž	肄	協	定の	模計
			711	7.	(1	24.	では接	計が	级之	05	智	加	OH	22	子1-	117	t=2+1)
20			el z	・ ホ	食言	特	事は	すみや	かに	-1	明会	江草	处世	ZJ	いた	15"3	たり。
														-			
※受	付年	月	目	НЗС	年	5月	15日	※受	付番	号 .	第 30-L		号	%		受免犯	村
※俳	——— 肯	考									-0 2			受付印	3	0 7,	-9
			\bot		9%									HIV	第		78

口のある欄は、該当する口にレ印を記入してください。 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してくださ

※印のある欄は、記入しないでください。

この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 1

再見解書

1 - (1)(2)

現在、法面緑地につきましては所有形態や管理方法について検討しており、まだ決まってはおりません。今後、行政とも協議の上、所有形態や管理方法、更には将来に渡る法面の整備方針等を決定していきたいと思っております。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

2

計画地では、地区計画若しくは建築協定により、建物高さ等の制限をする予定ですが、具体的な検討は今後行っていく予定であり、民活用地の造成工事開始時頃までに決定する予定です。決定に際しては地元自治会と意見交換させて頂くと共に決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

意見書

H30年 7月9日

吹田市長殿

 住
 所
 吵

 氏
 名

 電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書を提出します。 見解書に対する再意見書

開	発	事 業	もの	名	称		大阪府	営佐竹台	3(5丁	目)民活	プロ	ジェク	クト	
事	業	区域	(0)	位	置		吹田市	i 佐竹台3	五丁目	115番20	クー	部(地	番)	
予	定	建	第	E E	物	口共同	司住宅	☑戸建位	主宅	口その作	也 ()	1
	-		别	Ž	幺	添 _	付,							
意														
見														
の												,		
内														
容										(5)				
					2			12 Towns (p. 17		=				
※受	付年	月日	1430	~ 年	£\$ F	15-13	※受	:付番号	第	号0-1-03	※受付	問題	全村 第巻第	
※ f		考					terrorum vi noten egga jiyalaya akale		**		伊印		7.10	

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

緑地帯について、

「佐竹台5丁目府営住宅跡地の戸建予定図」にある「みはらし遊園」北側に隣接する No.11、No.12、No.13、No.14、No.15 区の土地購入予定者に個別に緑地帯をばら売りする予定であるならば、下記の緑地計画案に変更するよう強く要望する。

記

- 1緑地帯のばら売り計画を中止せよ。
- 2 吹田市所管の既存の「みはらし遊園」をうまく充実する形で隣接する土地の№15 から№11 までの緑地帯部分を温存、パブリックエリアとして活用できるようにせよ。 *パブリックエリアとは誰もが自由に出入りできる場所の意
- 3そこに千里ニュータウンならではの「緑が連なる遊歩道」(仮称)を整備せよ。
- 4子供たちが遊べる遊具を設置し、誰もが土に親しめるエリアにせよ。
- 5 さらに有事の際に対応すべく地域住民の意見を聞き、行政の指導の下、安全・安心な 災害対策設備プランを計画せよ。(例、太陽光発電やかまどベンチなどの設置)
- 6 「緑が連なる遊歩道」(仮称)の所有者は新規土地分譲購入者全員または関電不動産 (株)とする。が、もし維持管理が無理と判断するならば、早期に吹田市に寄付、移 管せよ。
- 7土地所有者である御社の責任として、緑地帯の草刈り害虫駆除作業を大至急実施せよ。

以上

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 2

再見解書

- 1. 法面緑地の所有形態や管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、所有形態や管理方法が大きく影響するため、今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。
- 2. 法面緑地の整備方針については、所有形態や管理方法が大きく影響するため、 今後、行政を含めて協議していく予定です。なお、新設する集会所に法面緑地 を取り込み、緑地空間の中を通って「みはらし遊園」とつなぐような計画を考 えております。ご理解賜りたく存じます。
- 3. 上記同様に法面緑地の整備方針については、所有形態や管理方法が大きく影響するものであり、今後、行政を含めて協議していく予定です。なお、新設する集会所に法面緑地を取り込み、緑地空間の中を通って「みはらし遊園」とつなぐような計画を考えております。ご理解賜りたく存じます。
- 4. 法面緑地の整備方針については、所有形態や管理方法が大きく影響するものであり未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。
- 5. 新設する集会所に防災倉庫を設置し、防災備品を備える予定です。ご理解賜り たく存じます。
- 6. 法面緑地の所有形態や管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、所有形態や管理方法が大きく影響するため、今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。
- 7. 現在の土地所有者は大阪府となるため、緑地帯の維持管理につきましては、大阪府に申し伝えます。ご理解賜りたく存じます。

H30年 7月/2日

吹田市長殿

住 所 氏 名 電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書を提出します。 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト 事業区域の位置 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) ☑戸建住宅 □その他(予 物 定 建 築 口共同住宅 (1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有 ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯 意 もしくは遊歩道としてほしい 見 (2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること 0 内 容 3年5月15日 ※受付年月日 ※受付番号 第 号 **※**受 30-L-03 付 **3**0 7,1**7** ※備 考 即 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 3

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

H30年 7月14日

吹田市長殿

住 所 氏 名 電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト 事業区域の位置 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) □共同住宅 ☑戸建住宅 □その他(予 定 建 築 物 (1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有 ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯 意 もしくは遊歩道としてほしい 見 (2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること 0 内 容 受付 3年5月5日 ※受付年月日 ※受付番号 第 × 30-L-03 受 30. 7.17 付付 ※備 考 即 20-L-03

- 注 1 口のある欄は、該当する口にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 4

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

H30年 7月/十日

吹田市長殿

住 所氏 名電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開	発 事	業	の名	称	大阪	反府営佐竹台	3 (5丁	目)民活	プロ	ジェクト
事	業区	域	の位	置	吹	田市佐竹台王	订目	115番2	の一	部(地番)
予	定	建	築	物	口共同住	宅 以戸建作	主宅	口その位	也 ()
						示されている				
**		では	なく、戸	建住	宅74軒全体	本(あるいは目	自電不	動産)が	所有	「する緑地帯
意	-	もしく	は遊り	が道とし	てほしい					
見	(2) -	上記	民活ブ	゚ロジェ	クトは法令	を順守するこ	_ と			
の										2
内										
容			٠							
										- Cong
※受	付年月	日	30	毛 . 1	5日	※受付番号	第 30·	号 -L-03	※ 受	COAT N
※ 1	備	考			Magnetic Residence (Magnetic American Massilla Cons	SE-400-1885-0-1820-0-1820-0-1820-0-1820-0-1820-0-1820-0-1820-0-1820-0-1820-0-1820-0-1820-0-1820-0-1820-0-1820-0	facilitati e façoni accomo aguar	1.	付印	30. 7. 17 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 5

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

意見書·再意見書

H30年 7月 7日

吹田市長殿

住 所 氏 名 電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

業						17/2/13	当 在17日	(9.1	口户以后	11	ジェクト
TK P	区 域	の	位	置	P.	欠田市	佐竹台五	丁目	115番2	カー	部(地番)
定	建	努		物	口共同位	住宅	☑戸建住	E宅	口その作	也 ()
(1)	戸建	住宅	5軒	が所	有すると	こ示され	れている帕	富約1	0mの緑±	也带	を個人所有
	では	なく、	. 戸	建住字	宅74軒全	体(あ	るいは関	電不	動産)が	所有	する緑地帯
	もしく	(は边	连步:	道とし	てほしし	.1					
(2)	上記	民活	プロ	コジェ	クトは法	令を順	領守するこ	٤			
:付年	月日	3	0.年	5. J	5 _E	※受	付番号	第 36	号 -L-03	※ 受/	
莆	考									付印	30, 7,17
	(1)	(1) 戸建 では もしく (2) 上記	(1) 戸建住宅 ではなく、 もしくは遊 (2) 上記民活 付年月日 3	(1) 戸建住宅5軒 ではなく、戸 もしくは遊歩 (2) 上記民活プロ	(1) 戸建住宅5軒が所ではなく、戸建住等もしくは遊歩道とし(2) 上記民活プロジェ	(1) 戸建住宅5軒が所有するとではなく、戸建住宅74軒全もしくは遊歩道としてほしい(2) 上記民活プロジェクトは法	(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されではなく、戸建住宅74軒全体(をもしくは遊歩道としてほしい(2) 上記民活プロジェクトは法令を順付年月日 30.年5. 月5 日 ※受	(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている何ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関もしくは遊歩道としてほしい(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守するこ (2) 上記民活プロジェクトは法令を順守するこ	(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約1 ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不 もしくは遊歩道としてほしい (2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること 付年月日 30.年 月5 日 ※受付番号 第 30	(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)がもしくは遊歩道としてほしい (2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること 付年月日 30.年5.115日 ※受付番号 第 号 30-L-03	(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有もしくは遊歩道としてほしい (2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること 付年月日 30.年 15 日 ※受付番号 第

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 6

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

H30年 7月 /3日

吹田市長殿

住 所 氏 名 電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の、 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第3項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開	発	事	業	0	名	称	大	阪府 [']	営佐竹·	台(5丁	目)民活	プロ	ジェ	クト	
事	業	区	域	の	位	置	吹	田市	佐竹台	五丁目	115番2	の一	部(地	也番).	
予	兌	<u> </u>	建	多	色	物	口共同住	宅	☑戸建	住宅	口その位	也 ()	
	(1) F	⋾建	住宅	5軒	が所	有すると	示され	こている	幅約1	.0mの緑均	也带	を個ノ	人所有	
		7	ごは	なく、	户	建住:	宅74軒全位	本(あ	るいは	関電不	動産)が	所有	īする	緑地帯	
意		#	56	は述	连步	道とし	てほしい								
見	(2) _	上記	民活	プロ	コジェ	クトは法令	合を順	守する	حے					
の													,		-
内															
容															
															-
※受	付生	F 月	目	(3 O.ª	5.F	5 E	※受	付番号		号 10-L-03	※受付	20	7.17	
※ {	浦	‡	3		-							付印		7.17 0-L-03	
) <u>)</u>			<u></u>	. 100			V						1	L	

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 7

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

H30年 7月 13日

吹田市長殿

住 所 氏 名 電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書を提出します。 見解書に対する再意見書

開発事業の名称 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト 事業区域の位置 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) 予 定 物 □共同住宅 ☑戸建住宅 □その他(建 築 (1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有 ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯 意 もしくは遊歩道としてほしい 見 (2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること 0 内 容 30年5月5日 ※受付年月日 ※受付番号 第 号 × 受 30. 7, 17 付 ※備 考 印 30-L-03

- 注 1 口のある欄は、該当する口にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 8

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

H30年 7月/3日

吹田市長殿

住 所 氏 名 電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお が説明報告書に対する意見書を提出します。

開	発	事	業	0	名	称	7	大阪府	営佐竹·	台 (5T	1 (目)	活フ	°П	ジェ	クト	
事		区	域	の		置			佐竹台							
予	対	<u>.</u>	建	努	- Jet	物	口共同						-	HP (* L)	
	(1) F	⋾建	住宅	5軒	が所	有すると	と示さ	れている	幅約1	.0mの糸	录地	帯を	を個人	、所有	Ī
	ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯															
意		#	56	は遊	步	道とし	てほし	,١								
見	(2) _	上記	民活	プロ	コジェ	クトは法	令を順	頂守する	こと						
の														,		
内																
容																
																
※受	付生	F 月	日	3	0.年	5. 1	¹⁵ [□]	※受	:付番号		号 -L-03	-	※ / 受付		於付 1.1	
% {	備	Ę.	夸		-		The second se	La managamenta an	,	- Company	2.5		付印	7.,.	7.1 o-L-0	
注	1	$\Box a$	つあ	ろ欄	は	該当	当する口	167 1/1	印を記り	(1.7	くださ	1/1				

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 9

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

H30年 7月/4日

吹田市長殿

住 所 氏 名 電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第3項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書

開	発 事	業	0)	名	称	-	大阪府	営佐竹台	÷ (5⊤	1 目) 民活	プロ	ジェクト
事	業区		0)		置							部(地番)
予	定	建			物	口共同				口その位		
1	T		7		120	口大问	工工	10万度	江七	<u> </u>	<u>n</u> ()
	(1)	戸建	住宅	5軒	が所	有する。	と示さ	れている	幅約1	.0mの緑±	也带	を個人所有
		では	なく、	戸	建住	宅74軒 刍	と体(a	5るいは	関電イ	「動産)が	所有	「する緑地帯
意		もしく	は遊	生步	道とし	てほし	.1					
見	(2).	上記	民活	プロ	コジェ	クトは法	令を順	頂守する	こと			
0												
内		- t	自己	2 V	(接	- J3 +	奶户	了下了	自己	なくな	对多	岩道
容		つ	计了	۲ (] [17						
				- 10								
※受	付年月	日	3	0.4	š. H	БВ	※受	付番号	第	5-1-03号	※	2.4
※ 1	備	考			141							3 0. 7. 1 7
												30 1 00

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 1 O

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

戸建隣接地沿いに道路・遊歩道を設けることにつきましても、上記 (1) に記載致 しました通り、法面緑地の整備方針は未定です。ご理解賜りたく存じます。